

Ⅲ 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただくべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものとします。

応募資格は、下記の①及び②を満たすことが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いません。ただし、今回募集する「研究活動スタート支援」に研究代表者として応募できる研究課題は1課題のみです。

また、日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は応募することはできません。

大学院生等の学生も科研費に応募することはできません(注)。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできませんので、御注意ください。

(注) 所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)

ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合は除く。)

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件(41頁参照)

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費により雇用されている者(以下「科研費被雇用者」という。)は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務(以下「雇用元の業務」という。)に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

また、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

本研究種目に応募する者は、応募時点において、前頁の応募資格を有するほか、次の要件のいずれかに該当する者であることが所属する研究機関において確認されていることが必要です。

<要件>

- A) 文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行った研究種目の応募締切日（平成24年11月9日）の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者
（例えば、平成25年4月1日に研究機関の研究者として新たに採用された者や、外国から帰国し研究機関の研究者として新たに採用された者など）
- B) 平成24年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行った研究種目に応募できなかった者

注1) 上記 A) の要件を満たすかどうかについて疑義がある場合（研究者情報の登録等を含む。）、研究機関を通じて日本学術振興会研究事業部研究助成第二課に問い合わせしてください。

注2) 上記 B) の要件を有する者のうち、平成24年11月9日以前にe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されたことがある者は、次のことを明記した書類（様式任意）を平成25年4月26日（金曜日）17時（必着）までに所属する研究機関を通じて日本学術振興会研究事業部研究助成第二課に提出してください。

1. 機関番号
2. 機関名
3. 機関の長の職名、氏名、押印
4. 当該研究者の研究者番号
5. 当該研究者の氏名（漢字等及びカタカナ）
6. 平成24年9月に公募が行われた科学研究費助成事業に応募できなかった理由（100文字以内で産前産後の休暇又は育児休業の期間を明記すること）
7. 事務担当者の連絡先（課・係等、氏名及び電話番号）

【応募資格を有する者の例示等】

本研究種目に応募する者は、前頁の応募資格を有するほか、上記「A)」又は「B)」のいずれかの要件に該当する必要があります。

上記A)、B)の例示等は次のとおりですので、ご参照ください。

「A)」に該当する者

i) 平成25年4月1日以降に、研究機関の研究者として初めて採用された者（例えば、大学の助教に新たに採用された者など）が考えられます。

なお、平成25年3月31日以前に、研究機関において採用されていた者であっても、その間に、科学研究費助成事業の応募資格の取得が認められていなかった場合には、本研究種目に応募することができません。

ii) 民間企業や外国から研究機関に採用され、新たに応募資格を取得した者で、昨年9月に公募が行われた科学研究費助成事業に応募できなかった者などが考えられます。

なお、平成24年11月9日以前に応募資格を有していた者が、一度応募資格を喪失し、平成24年11月9日（応募締切日）の翌日以降に、再び科学研究費助成事業の応募資格（11～12頁参照）を満たした場合には応募することができます。

例えば、以前研究機関の助手であった者が、その後外国の研究機関の研究者を経て、再び平成25年1月に国内の研究機関の教授に採用された場合などが考えられます。

「B)」に該当する者

平成24年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、昨年9月に公募が行われた科学研究費助成事業に応募できなかった者です。この場合に、昨年9月に公募が行われた科学研究費助成事業の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問いません。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

今回公募する研究種目に応募しようとする研究代表者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、応募に当たっては、まず、e-Radへの登録内容の確認を行っていただく必要があります。

e-Radへの登録は、所属する研究機関がe-Radにより手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

応募に当たっては、e-Radにログインした上で電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成するため、所属する研究機関からe-RadのID・パスワードの付与を受けてください。

なお、既にe-RadのID・パスワードを付与されている場合には、再度取得する必要はありません。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（7頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に御留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限

- 1) **一人の研究者が今回募集する「研究活動スタート支援」に研究代表者として応募できる研究課題は1課題**です。

- 2) **他の研究種目との重複応募の制限**

ア 「平成25年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）」（注）に応募した者が、平成25年4月2日から応募書類の提出期間までの間に、「研究活動スタート支援」の応募資格を有した場合、本研究種目への応募は可能ですが、奨励研究が採択され、さらに本研究種目が採択された場合には、本研究種目の交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている奨励研究の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。

（注）「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象とします。

イ **日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募することはできません。**

ただし、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」であった者が、平成25年4月2日から応募書類の提出期間までの間に、「研究活動スタート支援」の応募資格を有した場合（例えば、助教等に採用され、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」の資格を喪失した場合）には、本研究種目への応募は可能ですが、本研究種目が採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている特別研究員奨励費の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。

(3) その他の留意点

- 1) 電子申請システム上で応募が受け付けられた場合であっても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。
- 2) 複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いません。ただし、今回募集する「研究活動スタート支援」に研究代表者として応募できる研究課題は1課題のみです。
- 3) 多数の研究計画に参画することにより、研究代表者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。
- 4) **平成26年度科学研究費助成事業の応募について**
本研究種目の研究代表者は、翌年度の他の研究種目に応募することができます。ただし、新規研究課題の研究代表者については、他の研究種目の応募研究課題が採択された場合には、本研究種目の2年目の科研費は交付されません。